明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（七）　三
〔告　示〕
○日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生に関する件（外務二三〇）　五六
○日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定第十三条の規定に基づく日本国政府とインド共和国政府との間の実施取極の署名に関する件（同二三一）

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、我が国とインド共和国との間で物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化並びに資本の自由な移動を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、知的財産、ビジネス環境の整備等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
協定の目的、透明性、行政上の措置に関連する手続、審査及び上訴、腐敗行為の防止に関する措置、環境保護、秘密の情報、租税、例外、実施取極、合同委員会の設置等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること及び他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること等について定める。

3　原産地規則（第三章関係）
産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関手続（第四章関係）
両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

5　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置（第五章関係）
強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置の分野における両締約国間の協力、照会所の指定、小委員会の設置等について定める。

6　サービスの貿易（第六章関係）
一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、市場アクセスに関する義務を負い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇を与えること等について定める。

7　自然人の移動（第七章関係）
一方の締約国は、第七章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

8　投資（第八章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、投資活動に関する内国民待遇及び投資財産の経営等に関する最恵国待遇を与えること等について定める。

9　知的財産（第九章関係）
両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を確保すること等について定める。

10　政府調達（第一〇章関係）
両締約国の政府調達に関する措置の透明性の確保、無差別待遇、情報の交換等について定める。

11　競争（第一一章関係）
各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること等について定める。

12　ビジネス環境の整備（第一二章関係）
ビジネス環境の整備のための小委員会の設置等について定める。

13　協力（第一三章関係）
両締約国間の協力の基本原則及び目的、分野等について定める。

14　紛争解決（第一四章関係）
協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続について定める。

15　最終規定（第一五章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。

16　附属書
㈠　両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。（附属書一関係）
㈡　品目別原産地規則について定める。（附属書二関係）
㈢　原産地証明書等に関する運用上の証明手続について定める。（附属書三関係）
㈣　金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。（附属書四関係）
㈤　電気通信サービスに関する第六章の補足規定について定める。（附属書五関係）
㈥　各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。（附属書六関係）
㈦　各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。（附属書七関係）
㈧　投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない現行の措置に関する各締約国の留保について定める。（附属書八関係）
㈨　投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない将来の措置に関する各締約国の留保について定める。（附属書九関係）
㈩　収用に係る第九二条の規定の解釈基準について定める。（附属書一〇関係）